

## II 史料館の事業内容

## 一 史料の収集

前章でも触れた通り、文部省が近世史料の収集に着手したのは一九四七（昭和二二）年度からである。その後十数年を経過して、各地に史料の保存機関設立の機運が芽生え、史料の現地保存の声が昂まりつつある中で、文部省史料館が現物史料の収集からマイクロ・フィルムによる収集に方向転換を行ったのは一九六七（昭和四二）年頃である。試みに一九六六（昭和四三）九月の『文部省史料館報』3号に収載した「所蔵史料の現況」によって、一九四七（昭和二二）年以降六五（昭和四〇）年までの一九年間の現物史料の収集状況を、年度別件数で示すと、第1表の通りである。

第1表 年度別収集件数

年度	件数	年度	件数
1947	10	1957	19
1948	23	1958	22
1949	16	1959	10
1950	7	1960	24
1951	25	1961	31
1952	12	1962	39
1953	13	1963	9
1954	6	1964	7
1955	12	1965	6
1956	9	計	300

公表が憚られるような僅少な収集予算、加えて調査費皆無という条件のもとでの収集は、専ら館員内外の関係者・縁故関係の情報を頼りに行われたのであるが、年度別の件数は年によって、かなり較差があることが判る。もっとも件数の多寡は必ずしも数量の多寡を意味しない。件数の単位となる家別文書群

は、信州松代眞田家文書や同松代八田家文書、越後国頸城郡岩手村佐藤家文書などのように、一件が数千以上に及ぶ大量のものもあれば、年貢免状だけ十数点という極く少量の文書群もあって、件数によるデータは数量的な指標とはなり得ないのであるが、当面件数のみを問題とする、単純計算で年平均一五・八件以上の収集が行われた年は四八年・五一年のほか、五七・五八年と六〇・六二年である。そして、ここで注目されるのは最高件数を記録した六二年を境に、収集件数が激減していることである。

ちなみに、現在約五〇万点とされている当館所蔵史料のうち、質量ともに勝れた文書群は概ね五五年前後までの収集である。そしてその収集源をみてみると草創期から数年は原蔵者ないし戦前からの歴史家等のコレクター（機関を含む）からの譲渡・購入が主流であったのが、五六年以降の収集源の大半は古書店・故紙再製業者によって占められている（第2表参照）。

第2表 購入先別収集件数

収集先	件数
原蔵者	67
古書店	103
故紙再生業者	76
蒐集者（個人）	36
蒐集者（機関）	18
計	300

なお誤解を招き易いので敢えて説明を加えると、収集源のうち最高を記録している当時の古書店からの購入は、天正・慶長期の検地帳何万円とかいう、高価一点主義のものを対象としたものではなく、その大半は故紙再製業者と同レベルの史料群の購入である。

第1表にみられる五七年度以降の件数のピークは、その間の事情を反映するものである。すなわち五四〜五六年頃にかけて全国的規模で実施された市町村の合併によって、旧戸長・村町役場史料の大量な廃棄・放出がこの時期に行われ、故紙回収業者・古書店の買いあさりの対象となったのである。従って購入件数の増加の実態は、これらの業者からの一括購入した雑多な廃棄史料の整理過程での細分化によるものであった。逆説的にいえば、史料の散逸防止を当面の目的とされた当館の史料収集事業のうち、この時期が最もその役割を果たしたとも評価されよう。但し、大量に搬入されたこの種の史料は、伝来の原型を留めず、半端ものや帰属不明史料の増大で、当時の整理室は恰も故紙業者の仕切場のような様相を呈するに至った。因みに、この時期の受入史料の文書記号にX<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>というアルファベットを付したのは、史料のルーツ探しに明け暮れた整理現場の館員たちの、ささやかな抵抗でもあった。このことは当館の史料収集の在り方に再検討を促す契機となったのである。

なお、マイクロ・フィルムによる収集に方向転換してから後も、古書店等からの生の史料の購入は若干継続されたが、それらは主として故紙再製業者からの購入史料の片割れなどの補充的収集の意味合いを持つものであった。また史料の所蔵者が譲渡・寄贈もしくは寄託を希望された場合は、所蔵者のご意志を尊重しつつも、原蔵地とコンタクトをとった上で所蔵者のご要望に対応するよう努めており、この方針は現在も変わっていない。

第3表 所蔵史料県別件数一覧

県別	件数	%	県別	件数	%
北海道	2	0.6	静岡県	14	21.9
青森	1	9.4	岡知	21	
岩手	1		三重	16	
秋田	14		重賀	18	
山形	10	11.4	京都	18	6.5
福島	7		大阪	7	
茨城	5		兵庫	10	
栃木	2	11.4	奈良	3	6.5
群馬	5		和歌山	5	
群馬	5		根山	8	
埼玉	8	11.4	岡山	7	6.5
千葉	5		山口	5	
東京	13		徳島	3	
神奈川	2	11.4	鳥媛	1	0.6
新潟	19		佐賀	1	
富山	2		熊本	2	
石川	1	42.7	全国蒐集	16	6.0
福井	6		その他	5	
山梨	15		計	351	
長野	40	42.7			100.0
岐阜	32				

さて、次掲の第3表・第4表は文部省史料館時代の収集史料を大宗とする現在の所蔵史料の地域別件数と、史料の種類(旧身分・職業)の件数を表示したものである。くり返し述べる通り、敗戦後の混乱期に散逸防止を当面の課題とし、また故紙再製業者からの購入が多いことから窺えるように、本来計画的に収集されたものではなく、多分に偶然的契機によって収蔵された史料の集積は、第3表によって明らかのように、草創期に収集に貢献された故所三男氏(前徳川林政史研究所長)の郷里の長野県、故紙再製業者の所在地の岐阜県を筆頭に、愛知・新潟県を含む中部地方に集中し(全体の四二・七%)、四国・九州は各一%にも満たないという、著しい地域的偏差を示している。

第4表 所蔵史料種別一覧

種 別	件数	%
大名家中	13	8.2
大旗本	13	
	3	
元陣屋	3	49.0
煎肝屋	8	
庄屋・名主	138	
(商) 地	23	
元陣屋	4	9.4
町役人	3	
商家	26	
家社	10	5.1
公寺	8	
山物	1	0.9
師匠	2	
家	3	0.9
医	3	
支庁・支庁	3	16.5
役場	55	
コレクシ	17	10.0
その他	18	
計	351	100.0

(1991年3月現在)

また史料の種別も、史料の残存度からみれば、むしろ当然ともいえるが、商業を兼営する地主を含めて、村方史料が四九%、これに戸長・村役場の近代史料を合すると過半を占め、町方史料や旗本家の史料は微々たるものである。さらに所領関係を軸にしてみると、一三件を数える大名家文書のうち、その城下町・村方史料が存するのは信州松代真田家の所領内に各一を数えるのみであり、極めて非体系的と言わざるを得ない。

従って、六七年以降マイクロ・フィルムによる史料収集は、既収蔵史料の地域的・内容的アンバランスの縮小と、既収蔵史料の関連史料の収集によって質的充実を図る(後掲「都道府県別所蔵史料一覧」中に、同一文書名で㊦記号のものが併出しているのは、そのことを示す)と共に、史料整理に必須な近世史料学の基礎的研究による体系化のために重要と思われる史料の収集に努めてきた。

とはいえ、文部省史料館時代から引続き、予備調査費皆無という現状

第5表 県別マイクロ・フィルム収集史料一覧

県別	件数	リール数	リール数%	県別	件数	リール数	リール数%
北海道	1(1)	3	0.1	岐阜	1(1)	6	
青森	1(1)	125	8.6	静岡	5(3)	77	27.9
宮城	2(2)	11		愛知	2(2)	18	
秋田	3(3)	25		滋賀	4(3)	63	
山形	1(1)	6		京都	20(12)	218	
福島	1(1)	3		大阪	11(8)	171	7.9
茨城	8(4)	60	兵庫	5(4)	97		
栃木	1(1)	5	8.6	岡山	8(3)	128	10.8
群馬	6(6)	18		山口	2(2)	27	
千葉	10(9)	59		徳島	3(1)	50	4.6
東京	5(4)	28		香川	3(3)	39	
新潟	9(6)	145	31.5	愛媛	7(4)	124	4.6
富山	4(1)	35		佐賀	2(2)	25	
福井	3(3)	32		熊本	7(2)	66	
山梨	4(3)	68			計	156(107)	1,971
長野	17(11)	239					

注 件数は延件数を示し、( )内数字は実件数を示す。

では限界がつきまとい、必ずしも所期の方針が達成されているとはいえないが、過去二四年間には収録したマイクロ・フィルム史料は、延件数一五六件(但し同一家文書を予算の関係で複数年度にわたって継続実施した分を一件とすると、実件数一〇七件)、総リール数一九七一リールである。これを都道府県別・史料の種別に表示したものが、第5表・第6表である(個別の史料内容は後掲の「都道府県別所蔵史料一覧」のうち、頭部に㊦記号を付したものを参照されたい)。

第6表 マイクロ・フィルム収集史料種別一覧

種 別	件 数	リール数	リール数 %
大名家中	38 (25)	702	44.2
大 名 家	12 ( 9)	85	
幕 府 代	4 ( 1)	76	
旗 本 元	4 ( 4)	9	
旗本陣屋元	3 ( 3)	17	24.2
大庄屋・十村・割元庄屋	17 ( 7)	194	
庄 屋	27 (18)	254	
地 主 (商兼)	1 ( 1)	12	28.5
宿 役 人 ・ 本 陣	5 ( 4)	73	
町 会 所 ・ 町 役 人	19 (14)	275	
商 (町) 家	16 (11)	214	1.8
公 寺 家	2 ( 2)	24	
官 業	2 ( 1)	11	0.1
鉦 物 師	2 ( 2)	2	
鑄 物 師	1 ( 1)	1	1.1
全 国 ・ 蒐 集	3 ( 2)	22	
計	156 (107)	1,971	99.9

注 第5表に同じ

なお、以上の史料収集に関しては、史料の所蔵者、保存機関、県史・市史編纂室、教育委員会等々、関係各位の多大なご協力・ご援助を頂いた。附記して深甚の謝意を表したい。

## 二 史料の整理と目録刊行

一九四七(昭和二二)年に当館が史料収集を開始して以来今日に至るまで、収集史料の整理と目録刊行は当館の中心的な業務のひとつとして

一貫して変わらぬ重要性を保っている。受け入れた史料は、そのままの形では公開・閲覧に供することはできない。したがって、史料の迅速・正確な出納サービスを可能にし、また出納や利用による汚損から史料を保護し永く後世に伝えていくために、適切な史料整理を行うことが不可欠となる。その際、図書史料とは異なる文書史料の特質をふまえた整理を行うことが肝要である。

史料整理には、物理的整理と分析的作業の二側面がある。前者には、文書の清掃、補修、袋や箱への収納(装備)、収蔵庫への配架などが含まれ、後者は文書群の出所や構成を明らかにして検索手段を作成することであり、目録の作成・刊行がその中心となる。

当館が整理の対象としている文書記録史料は、いろいろな機関や組織あるいは個人が、何らかの特定の目的や機能を達成するために行う活動の過程で必要に応じて作成し、授受し、蓄積した一次的な記録情報であるということが出来る。この点、図書が、機関や組織あるいは個人の一定の活動の結果として不特定多数を対象に出版される、いわば一次的な記録情報の集積と分析の産物としての二次的な記録情報であるのとは決定的に異なっている。そして、機関や組織あるいは個人が特定の目的や機能を達成するための行為は無秩序に行われるのではなく、それぞれの中で組織化された行為として遂行される。したがって、その過程で作成、授受、蓄積される文書記録にも、一連の流れ、一定の秩序が生まれることとなる。すなわち、文書記録とは、一点一点がバラバラな存在として

ではなく相互に関連性をもった集合体(小さな文書群)という形で発生し、伝存する。そしてさらに、この小さな文書群は、それを生んだ機関や個人ごとに集まって、機関や個人より大きな文書群を構成していくのである。したがって、それぞれの文書群は決して一点ごとに独立した文書記録の無秩序な集合体ではなく、それを生んだ機関や個人の組織と機能を反映した体系的秩序を内包しているのであり、それが「文書群の階層構造」と呼ばれるものである。このように、階層構造をもった群として存在しているということが、文書記録が図書と異なる根本的な点であり、この差異は先述した文書記録と図書との成立事情の相違から発生しているのである。

そこで、文書記録史料の整理の最終目標は、「文書群の階層構造」を発見し、再構成し、呈示することに帰着するのだが、その実現のために、①出所原則、②原秩序尊重の原則、③原形保存の原則、という基本原則を守らなければならない。①出所原則とは、史料を、それを作成ないし授受、保管してきた機関・団体・家・個人ごとの文書群としてとらえ、同一の出所をもつ文書群は整理にあたって他の出所をもつ文書群と混同されてはならない、という原則であり、従来「家わけ(家別)整理の原則」といわれてきたものである。したがって、文書群に名称を付与する際には同一出所の文書群を単位に付与すべきであり、当館ではおおむね「旧地名+家名」でもって文書群の名称としている。②原秩序尊重の原則とは、出所を同じくする文書群の中で個々の文書がもともと与えられている秩序(配列)が、それを生んだ機関・団体・家・個人の活動

の体系を反映しているものである場合には、その原秩序(原配列)を尊重して残さなくてはならない、という原則である。したがって、ともすれば行われがちなことだが、整理にあたって、文書をいきなり形態、年代、または一般的な分類項目などによって仕分けしてしまうことは厳に慎まなければならない。③原形保存の原則とは、史料の折り方、封じ方、綴じ方や包装、丁間・丁内挿入文書、下ケ札、貼紙などといった個々の文書の原形を改変してはならない、ということである。

当館では、以上の原則に基づいて整理作業を実施しているが、そのうちの物理的整理については、文書記号と整理番号を記したラベルの貼付・剥離部分の糊継ぎなどの補修、封筒(当館では8種類の封筒を用意している)・帙・箱等を用いた装備、書庫への配架などがその中心である。ラベル貼付は史料の保存にとっては決して好ましいことではないが、史料の出納と管理のためにやむを得ない措置として今のところ行っている。ただしその際に、糊はセロゲンという化学糊を用いる(この糊は接着後も史料の裏から水を打てばはがれるという特質をもつ)など、文書の原形を破壊しないよう種々の配慮をしている。封筒は、当館ではもと酸性紙を使っていたが、酸性紙は劣化が早く、その劣化した酸性紙に直接触れている史料にも悪影響を及ぼすため、現在順次中性紙の封筒への入れ替え作業を行っている。

次に、史料整理のうちの分析的作業であるが、先ず史料整理計画を立て、文書群の概要を把握したのち、目録作成にとりかかる。当館では、

文書群の体系的秩序を把握するには、一つの文書群を一人が担当するのが最適であるとの考えで、よほど大きな文書群でない限り、一人で一文書群全体の整理を担当する。まず、カードに、表題、作成者ないし差出人、宛名（宛所）、作成年月日、形態、数量、整理番号などを記入する。

つぎに、文書群の原秩序と個々の史料の内容分析とにより、「文書群の体系的秩序」を再構成する。そして、文書群の体系的秩序⇨階層構造の再構成の作業の集大成として、冊子体基本目録の作成がある。冊子体基本目録の主要な構成要素としては、凡例、解題、目録本文があげられる。解題には、①文書群の成立事情、保存経過、受け入れの経緯、全体量と性格、関連史料の所在、②整理の方針、整理計画と実施経過、関連目録類の所在、③文書群の項目編成とその根拠となる史料、④各項目の文書群の概要と特色、などを記述し、系図、地図などを付している。目録本文では、文書群の階層構造にしたがって大中小の項目を決定し、個々の文書を各項目に配列する。個々の文書については、カードに基づいてその個別的情報を記載する。また、必要に応じて索引をつけている。

当館では、創設から一年もたたない一九五二（昭和二七）年三月に『史料館所蔵史料目録』第一集を刊行して以来毎年刊行を続け、一九七〇（昭和四五）年度からは年二冊刊行を原則として、一九九一（平成三）年現在第五四集まで刊行している（くわしくは、巻末参考一覧表の「刊行物一覧」を参照されたい）。その間には、個別史料の表記法や目録編成法などについて、館員の議論に基づいて改良が重ねられている。たとえば、従来の主題分類法に基づく項目編成から、各文書群に固有の内部

構造を再構成するかたちでの項目編成への転換があげられる。本項で述べてきた史料整理法は、当館創設当初から自明のものとして与えられていたわけではなく、館員の研鑽と討議のなから次第に作り上げられてきたものなのである。

当館における今後の課題としては、基本目録を効率的、多角的に活用するための多様な検索システムの作成があげられる。例えば、簡略目録・年代順目録の作成や、キーワードによる検索システムの実現などであり、その過程ではコンピュータの活用が当然考えられねばならないだろう。

### 三 地方史誌類と史料所在情報の収集

これまでに史料館の機能と役割の拡充について、「史料館報」等を通じて公表し、その実現と改善に努めてきた。それは①情報・閲覧サービス機能の拡充、②研究機能の拡充、③研修・教育機能の拡充である。そこで①に関して、具体的には地方史誌刊行物や史料所在情報の収集と公開について、これまでの経過と現状、さらには将来構想を含めて述べてみたい。

まず地方史誌刊行物とは県市区町村史や史（資）料集をはじめ地方史関係の逐次刊行物等である。これらの文献を収集する目的は、収蔵史料を整理する際、あるいは史料の所在調査を実施する際の貴重な参考文献

献になるばかりでなく、後述する全国に及ぶ史料所在情報の集約作業にとっても基礎的な文献となるし、最終的に地方史研究文献センターとしての役割を果たそうとする意図からである。これらについては史料館創設以来からその収集と充実に努め、国文学研究資料館への改組以来、予算的に「地方史誌購入費」として当初配分され、また追加配分を受けたり、さらには教官研究費から供出した分を購入費に充当するなどして内部的にもかなりの努力を行ってきた。前者の県郡市区町村史類の分類は、NDC（日本十進分類法）での日本史の〔日本各地〕のコードに準拠して、各都道府県内の内訳は、AⅡ史（資）料及び図書目録類、BⅡ県史、CⅡ郡史、DⅡ市区史、EⅡ町村史、FⅡ叢書、GⅡ史（資）料集、HⅡ和本、JⅡ雑史（県政史・議会史・町村合併史等）、KⅡ個別研究、LⅡ文化財調査報告書、MⅡ地図、NⅡ教育史である。ちなみに一九九一年三月末現在のそれぞれのタイトル数と冊数を示すと以下の通りである。

AⅡ約三、九〇〇タイトル・約九、七〇〇冊	
BⅡ 一八六タイトル 一、二二九冊	
CⅡ 四五一タイトル 六五〇冊	
DⅡ 九九九タイトル 二、九六九冊	
EⅡ二、四五七タイトル 三、二七一冊	
FⅡ 一二〇タイトル 九七七冊	
GⅡ一、二〇六タイトル 四、一七〇冊	
HⅡ 五二二タイトル 一、八一九冊	
JⅡ 三五四タイトル 五九九冊	

KⅡ 四五六タイトル 八〇三冊	
LⅡ一、〇三三タイトル 二、二四九冊	
MⅡ 四九タイトル 九〇冊	
NⅡ 七二タイトル 一四三冊	

これらの内、Aの目録類を除外した総数は、七、八九五タイトル・一八、九六九冊になり、蔵書総数五七、九〇四冊の三割強を占めることになる。かねてから全面公開を目指して準備を進めてきたが、一九八三（昭和五八）年四月より県・郡史（ⅡB・C）類について閲覧公開を開始した。

一方、後者の地方史関係逐次刊行物の収集については、一九七九年度に全国的な調査・収集を行った。その対象は、全国各地の大学・研究所・民間団体などが刊行している雑誌・紀要などで、個々の内容は一様ではないが、それぞれ各地方における調査・研究の最新情報を的確に把握することができ、また、調査・収集の方針は①都道府県の全域を包括する雑誌、②それまでの寄贈分について受贈開始以前・以後の欠号をできるだけ補完することとし、一二九誌に対して行った。バックナンバー在庫確認や、在庫分について寄贈・頒布のための発送事務など面倒なアンケートにご協力頂いたこと、さらには頒布用の残部が品切れであるにもかかわらず、保存分を取り崩して特別な配慮を下さったことに改めて感謝申し上げる。それ以降は受贈・購入などで継続して受け入れられている。現在は、未だ閲覧に供してはいないが、広範な意味での歴史学に関する論文や、史（資）料の整理・保存・管理・利用に関する論文（Ⅱ

文書館・図書館・博物館など）収載雑誌、さらには館報類を含めて、できるだけ早く閲覧公開できるよう準備を進めている。恐らく約七〇〇タイトルと予想される。

次に史料所在情報の収集・整備について述べてみたい。収集・整備の目的は、わが国の膨大な量の近世・近代史料について、史料群ごとその所在はもとより内容及ぶ情報を集約することで、史料のより有効な利用に寄与しようとするためである。そのためにはまず史料の所在確認調査が不可欠である。史料館でのその前史をなすものに、戦後間もなく一九四八（昭和二三）年から五年間にわたり、近世庶民史料調査委員会による全国的な調査がある。その結果は「近世庶民史料所在目録」（日本学術振興会・一九五二―五五年・全三巻）として公刊され、合計四、四二九件が収録されている。史料一点ごとの調査目録原簿の一部を保存し、現在でも閲覧に供している。その後も同委員会の事業を継承して、一九五三（昭和二六）―六六（昭和四一）年度の一四年間にわたり地方調査員を各都道府県ごとに委嘱し、史料所在調査を実施した。その成果は「近世史料所在調査概要」（一九七〇年）として刊行され、四一一件が収録されている。これらの調査目録原簿も閲覧に供しているが、その調査対象地の設定に関しては、当時の諸般の事情により不合理な面もあったことは否定できなく、多少の欠陥はあるにしても、史料の散逸危険度が高かった戦後間もない時期よりこれだけ組織的な調査を実施したことは評価されていいだろう。

地方史誌編纂事業がとりわけ盛んになった頃、一九七〇（昭和四五）年に既調査に属する史（資）料目録類の調査を行った。その方法はアンケート方式であるが、史料館が当時既に収集済みの目録の情報を明示し、それ以外を回答していただいた結果、三三三タイトルに及び、複写や特別貸出などでかなりの量を収集することができた。

以上のような既調査情報の収集のみに依存する方法に疑問や反省があり、一九七四（昭和四九）年度以降、未調査史料の所在調査を実施し、現在も継続している。この調査は現地の諸機関や研究者と協力して調査・保存方法を確立するとともに、現地における史料調査・研究・保存・利用体制の確立に寄与することを目的としている。予算的制約で年二箇所程度しか実施できないが、調査目録は全て閲覧に供しているし、各年度の調査概要は「史料館報」に所在調査報告として掲出している。参考までにこれまでの実施状況を年度ごとにとまとめ「史料所在調査一覽」として表にした（表中、館報の項目の数字は調査概要が掲載されている号数。その合計は七〇件（数年次にわたる調査は一件とした）、約五二、〇〇〇点で、地区別件数の内訳は、東北地区一〇件、関東地区一六件、北陸地区一件、中部地区二四件、近畿地区一七件、中国地区二件である。今後は予算措置と調査対象地の拡充を図り、各地域の関係諸機関・関係者と協力しながら進めたい。

次に全国的な史料所在情報の集約作業についての現状と展望について述べてみよう。前述した一九七〇（昭和四五）年に実施した既調査に属

する史(資)料目録類の調査結果に基づいてかなりの量を収集することができ、その後も目録類の作成状況をできるだけ把握し、収集に努めてきた。その成果として一九八〇(昭和五五)年に「史料館所蔵目録一覽〔近世史料・郷土資料の部〕」を刊行した。これは一九七九(昭和五四)年一〇月現在で所蔵する目録類の内、近世史料・郷土資料・行政資料に関する約一、〇五〇タイトル、二、一〇〇冊の目録を収録したものである(これらの目録類は一九八二年一〇月より閲覧公開)。その後八〇年からは、各都道府県内の史料保存利用機関、中央図書館、大学等への目録調査・収集を年四、五県であるが継続している。さらに平行して史料群一件ごとについて、所在地・所蔵者(機関)・職業・旧地名・旧支配・旧階層職業・年代・数量・内容・所蔵関係・保存状況・利用状況・出典・請求記号・調査年月日・調査者住所氏名などの項目をもつデータカードを作成し、現在約三八、〇〇〇枚を蓄積するに至った。データ量は今後益々増加すること、史料所在情報サービスの早期実現と機能の拡充に向けて文部省科学研究費補助金総合(A)による調査・研究を実施した。それは一九八五(昭和六〇)〜八七(昭和六二)年度三カ年継続で研究課題「近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎的研究」と一九八八・八九年度二カ年継続で研究課題「史料所在情報の蓄積検索システムに関する研究」である。前者は史(資)料目録類の作成状況を主とした史料の所在に関するあらゆる情報の調査・収集を行い、データカードを作成して研究者の利用に供するための基礎的研究が目的である。ちなみに三カ年の研究期間中に調査した機関は四五六機

関に及び、その成果として収集できた目録類は一、三六八タイトル、二、〇一〇冊である。後者は前者を引き継ぐ所在情報の補完調査・収集と史料所在情報に関するデータベース(パソコン利用)の作成を目的に、具体的には所在情報の基礎である史(資)料目録類の書誌データベースⅡ SACS (Shiryokan Archival Catalogue Information System) と、データカードを基に史料所在データベースⅡ SINDBAD (Shiryokan National Data Base of Archival and Documentary resources) を作成した。SACS の入力済み件数は二、四五五タイトル、五、〇六二冊で、様々な項目(書名・請求記号・関係地等)で索引を作成しており、瞬時の検索が可能となっている。現在、最新データを追加入力中で、一九九二(平成三)年三月に、史料館創立四〇周年を記念して、前述の「史料館所蔵目録一覽」を増補した『近世・近代史料目録総覧』を三省堂より刊行予定で、現在編集作業を進めているが、予想では約四、五〇〇タイトル、九、〇〇〇冊を収録することになる。この中には地方史誌類や逐次刊行物に単独あるいは一部として史(資)料の目録が収録されているものも含める予定である。一方、SINDBAD はデータカード二八、〇五二枚の入力を終えたが、新たにデータ処理上必要不可欠な項目(ID No.、出所、出所の現地名等)を追加入力した。

さらに一九九〇(平成二)年度より四カ年継続で文部省科学研究費補助金一般研究(A)の交付を受けて研究課題「史料所在情報の集約とその解析的研究」を開始した。本研究の主目的は、データベースの機能拡充と大量データの追加入力である。特にデータベースの内容や利用シス

テムのあり方等については、全国の史料保存利用機関及び研究者の要望や意見を聴取し、それを具体的なシステムづくりに反映させる予定である。今後も全国の関係諸機関とより緻密な情報交換を行うためには、現在では最も汎用性の高い MS-DOS の完全なテキストファイルを作成し、それをフロッピーで提供できるようにしたい。

以上、地方史誌類と史料所在情報の収集について述べたが、今後早急に解決しなければならない課題も多い。第一に地方史誌類（現在は県・郡史に限定）と史料目録類の全面公開である。第二に公開と同時に複写サービスを行わなければならないであろう。そのための部内の具体的な体制づくりの検討を進めている。

また、SACIS と SINDBAD のデータベースについても現在継続の研究成果を踏まえながら情報提供の方法を確立し、早期実現をめざしたい。

史料所在調査一覧（敬称略）

年度	年月日	文書名	収蔵者（機関）目・地域	点（件）数	館報	備考
1974	1974. 10. 11～14	三河国設楽郡出沢村滝川家文書	滝川一美（豊橋市在住）・愛知県新城市出沢	1,200	22	庄屋・大名主・旗本陣屋
	1975. 2. 18～21	丹後国与謝郡算所村西原家文書	西原利夫・京都府与謝郡加悦町	1,060	22	機元
	1975. 2. 18～21	算所区有文書	算所区・京都府与謝郡加悦町	4	22	
	1975. 2. 18～21	算所機業組合文書	算所機業組合・京都府与謝郡加悦町	9	22	
	1975. 2. 18～21	丹後国与謝郡亀島村増井家文書	増井新助・京都府与謝郡伊根町	630	22	漁業取締・庄屋
	1975. 2. 18～21	周枳機業組合文書	大宮壳神社・京都府中郡大宮町	8	22	
	1975. 2. 18～21	丹後国中郡周枳村中川家文書	中川辰蔵・京都府中郡大宮町	7	22	
	1975. 2. 18～21	白杉酒造文書	白杉酒造・京都府中郡大宮町	12	22	
	1975. 2. 18～21	丹後織物工業組合文書	丹後織物工業組合・京都府中郡峰山町	138	22	
	1975. 2. 18～21	浅茂川機業組合文書	浅茂川機業組合・京都府竹野郡網野町	260	22	
1975	1975. 8. 5～11	信濃国松代真田家文書	松代藩文化施設・長野県長野市	3,130	23	
	1975. 8. 16～18	出羽国平鹿郡角間川村本郷家文書	本郷太郎・秋田県大曲市角間川	842	23	地主
1976	1976. 8. 27～29	出羽国村山郡大石田村高桑家文書	高桑幸助・山形県北村山郡大石田町	810	26	問屋・一部横山家蔵
	1976. 8. 27～29	出羽国村山郡五十沢村石塚家文書	石塚清・山形県尾花沢市大字五十沢	283	26	名主
	1976. 8. 27～29	大石田町役場文書	大石田町役場・山形県北村山郡大石田町大石田	178	26	大石田惣町関係文書
	1977. 2. 3～5	安房国平郡荒川村高梨家文書	高梨昭・千葉県安房郡富山町荒川	1,112	26	名主・牧士
1977	1977. 8. 22～24	常陸国那珂郡小野村四倉家文書	四倉士郎・茨城県那珂郡大宮町小野	339	28	河岸問屋
	1977. 8. 22～24	常陸国那珂郡小野村宇留野家文書	宇留野信弘・茨城県那珂郡大宮町小野	24	28	
	1977. 8. 22～24	常陸国那珂郡菅又村長山家文書	長山春代・茨城県那珂郡大宮町若林中坪東	134	28	庄屋・組頭
	1977. 8. 22～24	常陸国那珂郡野中村内藤家文書	内藤とく子・茨城県那珂郡大宮町野中	11	28	
	1977. 8. 22～24	常陸国那珂郡小場村所家文書	所一郎・茨城県那珂郡大宮町小場	11	28	

	1977. 8. 22~24	大宮町役場文書	大宮町役場・茨城県那珂郡大宮町388-2	344	28	
	1978. 1. 13~15	新居町役場文書	新居町役場・静岡県浜名郡新居町浜名501-1	1,266	28	戸長役場・高須家
1978	1978. 10. 28~31	甲斐国巨摩郡鯉沢村原田家文書	原田公房・山梨県南巨摩郡鯉沢町	609	30	名主・長百姓
	1978. 10. 28~31	甲斐国八代郡米倉村武川家文書	武川仁・山梨県東八代郡八代町米倉	859	30	名主
	1978. 10. 11~14	播磨国姫路酒井家文書	姫路市立図書館・兵庫県姫路市西延末440-1	6,021	31	大名
1979	1979. 8. 21~24	下野国河内郡町谷村渡辺家文書	渡辺英郎・栃木県今市町谷	1,426	32	名主
	1979. 10. 16~18	美濃国方県郡古市場村国島家文書	国島龍一・岐阜県岐阜市古市場	2,040	32	庄屋・戸長
	1979. 10. 16~18	美濃国石津郡帆引新田村内田家文書	内田俊郎(海津町)旧蔵・岐阜県歴史資料館蔵	1,300	32	庄屋・開発主
1980	1980. 9. 3~5	門前区有文書	門前児童館・群馬県利根郡川場村門前	438	34	門前組庄屋引継文書
	1980. 9. 3~5	上野国利根郡川場村吉祥寺文書	吉祥寺(高木宗監)・群馬県利根郡川場村門前	424	34	臨濟宗寺院
	1980. 9. 3~5	上野国利根郡川場村横坂家文書	横坂寿三郎・群馬県利根郡川場村門前	30	34	
	1980. 9. 3~5	上野国利根郡川場村宇敷家文書	宇敷督一・群馬県利根郡川場村門前	59	34	
	1980. 9. 3~5	川場村教育委員会保管文書	川場村教育委員会・群馬県利根郡川場村谷地2390	45	34	
	1980. 11. 4~7	上総国山辺郡道庭村石橋家文書	石橋一弥・千葉県東金市道庭	1,023	34	名主・副戸長・区長
	1980. 11. 4~7	上総国山辺郡下布田村並木家文書	並木淳・千葉県山武郡山武町下布田	720	34	名主
1981	1981. 8. 18~21	陸奥国閉伊郡穴沢村工藤家文書	工藤終子・岩手県下閉伊郡岩泉町穴沢	1,700	36	在郷商人
	1981. 9. 7~9	陸奥国白川郡田代村鈴木家文書	鈴木国蔵・福島県東白川郡塙町大字田代字橋場	518	36	庄屋
	1981. 9. 7~9	陸奥国白川郡常世北野村近藤家文書	近藤良平・福島県東白川郡塙町大字常世北野	349	36	庄屋
	1981. 9. 7~9	陸奥国白川郡湯岐村大森家文書	大森弘一・福島県東白川郡塙町大字湯岐	230	36	湯守
1982	1982. 9. 3~5	安芸国山県郡都志見村香川家文書	香川慶二・広島県山県郡豊平町都志見	1,422	38	年寄格・庄屋
	1982. 12. 11~13	三河国八名郡乗本村首沼家文書	豊橋市美術館・豊橋市今橋町3	463	38	名主・回漕業・在郷商人
	1982. 12. 11~13	三河国吉田藩家中・町方文書	愛知大学総合郷土研究所・愛知県豊橋市町畑町	128	38	
	1982. 12. 11~13	三河国渥美郡大岩町山本家文書	(同上)・(同上)	99	38	
	1982. 12. 11~13	三河国渥美郡田原本町広中家文書	(同上)・(同上)	51	38	

	1982. 12. 11~13	三河国渥美郡高塚村小野田家文書	(同 上)・(同 上)	15	38	
	1982. 12. 11~13	三河国八名郡乗本村菅沼家文書	(同 上)・(同 上)	172	38	
	1982. 12. 11~13	三河国設楽郡海老村土屋家文書	(同 上)・(同 上)	43	38	
	1982. 12. 11~13	三河国宝飯郡埴之上村文書	(同 上)・(同 上)	239	38	
	1982. 12. 11~13	三河国渥美郡諸村文書	(同 上)・(同 上)	53	38	
	1982. 12. 11~13	三河国八名郡諸村文書	(同 上)・(同 上)	8	38	
	1982. 12. 11~13	三河国設楽郡諸村文書	(同 上)・(同 上)	21	38	
	1982. 12. 11~13	三河国宝飯郡諸村文書	(同 上)・(同 上)	63	38	
1983	1983. 8. 5~7	和泉国日根郡熊取谷五門村中家文書	道明かよ・大阪府泉南郡熊取町大字大久保	1,200	40	大庄屋
	1983. 9. 12~14	山城国京都冷泉町文書	松井隆治・京都市中央区室町通二条上ル冷泉町	1,860	41	
1984	1984. 7. 16~18	近江国高島郡在原区有文書	在原区・滋賀県高島郡マキノ町在原	766	42	在原村庄屋引継文書
	1984. 7. 16~18	近江国高島郡辻区有文書	辻区・滋賀県高島郡マキノ町辻	500	42	辻村庄屋引継文書
	1984. 7. 16~18	近江国高島郡寺久保区有文書	寺久保区・滋賀県高島郡マキノ町寺久保	360	42	寺久保村庄屋引継
	1984. 7. 16~18	近江国高島郡牧野区有文書	牧野区・滋賀県高島郡マキノ町牧野	212	42	牧野村庄屋引継文書
	1984. 7. 16~18	近江国高島郡白谷村大村家文書	大村進・滋賀県高島郡マキノ町白谷	200	42	庄屋・戸長
	1984. 7. 30~8. 1	信濃国埴科郡下戸倉村坂井家文書(1)	坂井修一・長野県埴科郡戸倉町	1,258	42	名主・酒造
1985	1985. 8. 8~10	越中国射水郡高岡横田町岡本家文書	岡本清右衛門・富山県高岡市横田町	1,400	44	商家
	1985. 7. 29~8. 1	信濃国埴科郡下戸倉村坂井家文書(2)	坂井修一・長野県埴科郡戸倉町	1,258	44	名主・酒造
1986	1986. 7. 27~30	信濃国安曇郡穂高町村小川家文書	穂高町郷土資料館・長野県南安曇郡穂高町	1,576	46	庄屋
	1986. 9. 17~19	長門国阿武郡萩城下呉服町菊屋家文書(1)	菊屋英子・山口県萩市呉服町	1,039	46	商家
1987	1987. 8. 5~7	長門国阿武郡萩城下呉服町菊屋家文書(2)	菊屋英子・山口県萩市呉服町	993	47	商家
	1987. 8. 17~19	陸奥国磐井郡楊生村阿部家文書	阿部崇一・岩手県一関市弥栄	830	47	組頭・肝入・大肝入
1988	1988. 11. 6~9	遠江国引佐郡伊目村白柳家文書	白柳康雄・静岡県引佐郡細江町伊目	529	50	庄屋
	1988. 11. 6~9	遠江国引佐郡五日市場区有文書	五日市場区・静岡県引佐郡細江町五日市場	401	50	庄屋

1989	1989. 8. 22~24	出羽国秋田郡久保田町那波家文書(1)	秋田市立中央図書館明德館・秋田市千秋明德町	1,200	52	御用達
	1990. 1. 29~2. 1	信濃国佐久郡軽井沢宿佐藤家文書	佐藤芳寿・東京都江東区木場	749	52	本陣・間屋
1990	1990. 8. 25~27	武蔵国埼玉郡桑崎村小沢家文書	小沢丘・埼玉県羽生市桑崎1336	1,000	54	名主
	1990. 8. 28~30	出羽国秋田郡久保田町那波家文書(2)	秋田市立中央図書館明德館・秋田氏千秋明德町	1,500	54	御用達

#### 四 史料と図書の見覧利用サービス

史料保存利用機関における収蔵史(資)料の見覧利用サービスは、調査・収集・整理・保存という利用に供するための一連の作業で最終段階に位置づけられ、また利用者との接点であることからしても重要な業務である。見覧利用サービスを円滑ならしめるためには、その環境及び体制の整備が不可欠であると同時に、史(資)料の整理・保存と利用に万全を期すことが責務であろう。

史料館における史料と図書の見覧利用サービスは、国文学研究資料館への改組後、情報見覧室の新設に伴い、事務官二名が配置されてから体制的に整備され、改善の基礎ができたと言えよう(ただし、一九九〇年四月一日付で一名削減)。具体的には利用規定の成文化により、見覧条件・複写・掲載・館外貸出・レファレンス等について基本原則が確認された。もちろん、創設以来、史料の見覧利用サービスは一貫して行ってきたが、それに要する機構・人員・予算はなきに等しく、すべて内部努力によって運営されていた。したがって成文化された利用規定がなく、そのために個人的レベルで行われたこともあり、部内的な見覧利用体制が不十分であったことは否定できない。

史料館の利用や収蔵史料の案内は「史料館報」(既刊五四号)でその都度報告し、最新情報の広報に役立てている。また「史料館案内」(最

新版一九九〇(平成二)年)を最近ではほぼ三年ごとに改訂版を作成し、目的・沿革・組織・収蔵史料一覧・見覧案内を掲げている。しかし案内の要ともいえる収蔵史料一覧は旧国郡町村名十出所(組織・家)名十旧階層・職業だけで、それぞれの具体的な内容については利用者が簡単に把握することができないため、個々の史料群の内容について記述する、いわば史料ガイドの必要性が高まり、現在採録すべき情報の書式の具体的な検討が行われている。

これまでの見覧業務をふり返ってみると、忘れられないのは改組後の五年余のことで、新しい建物の建築と、これに伴う旧建物の取り壊し等で見覧業務にも支障をきたし、利用者にも不便をかけたしまった。この間、見覧停止期間をできるだけ短縮するなど内部努力により二回(一九七六(昭和五二)年一月一九日―三月三日、七七年四月一日―六月二六日)で済んだが、見覧室の変更は四回にも及んだ。特に一回目と二回目の見覧停止期間の間の見覧業務は一部(利用頻度の低い)の史料を封鎖しながらも約二〇㎡のプレハブの屋舎を建て、悪条件下で続けた。さらには二回目の見覧停止期間に約五〇万点の史料と図書類を新館に移動させたことで、特に史料には過酷な経験を負わせた。

現状に落ちついたのは一九七七(昭和五二)年四月で、北館一階を見覧室、一階の一部と二・三階及び東館地下を書庫、東館五階を情報見覧室という配置になったが、見覧体制にとってはいくつかの問題が残された。施設面では見覧机や椅子など以前に比べて改善されたが、史料の保存・管理の面では北館(一九六二(昭和三七)年築)を一部改装して使

用しているため温湿度管制の設備がないし、東館では書庫を地下に設定せざるを得なく、また史料の一部を電動書架に配架している等の問題がある。さらに閲覧室と情報閲覧室が別の建物の一階と五階とに分離されているため執務形態として効率が悪い。このような環境は事前に予想されてはいたが、当時は数年後に改築する計画を前提としていたので、当初から最善案ではなかった。したがって、これら設備・環境の改善に向けて様々な要求を行ってきたが、後述する史料の保存利用対策の改善に比べて未だ実現されていないのが現状である。しかし、かかる環境下でも可能な整備と改善については行ってきた。具体的には書庫に温湿度計や除湿機を設置したり、史料の保存（装備）方法を改善することで環境の不備を可能な限りカバーするようにしている。

そこで史料と図書に分けて閲覧利用サービスの変遷と現状及び今後の課題について述べてみる。

まず史料の公開については、平等公開・収蔵史料全体の公開という閲覧利用の基本原則の遵守に努めてきた。史料の利用に際しては利用者について制限は設けていないが、ただ原本を提供するので一八才以上の年齢制限だけである。現在、「史料館所蔵史料目録」（既刊五四集）として刊行されたものはもちろん、仮整理の史料は受入台帳やカード形式で閲覧利用に供している。受託史料を含めて史料群三六五件の内、まったくの未整理で閲覧できないのは一七件で全体の五％である。これらは入手先が故紙回収業者が多く、出所が様々であったり地域も広範に及ぶ

わゆる混在史料が主である。全面公開の原則からしても、現在閲覧できない史料を含めた長期的な整理計画を立案することが必要である。一方で閲覧に供することができない史料では破損・劣化が甚だしいものや、水を被り板状になっているもの、あるいは断裁された特殊な史料などがある。これらはそのままの状態では利用に供することはできないので、修復や補修、さらには復元作業を終えたものから順次公開している。ただ、修復・補修は専門の職員がいないので虫損直し・綴じ直し・裏打ち程度を行っている。色彩史料など高度な技術を要する修復・補修は専門の業者に委託した場合もある。また断裁された特殊な史料として「高島藩宗門人別帳」（横長帳で三―五つに押し切りで裁断）があるが、これまで地元の方々からの利用の要望が強く、かねてより復元作業に向けて準備を僅かながら行ってきたが、一九八七（昭和六二）年度より臨時経費として五カ年計画という有期限ではあるが予算化が実現し、作業を継続している。

史料を閲覧に供するためには、個々の史料の材質・形態・大きさに合った最善の保存措置Ⅱ装備を施す必要がある。それは史料そのものの劣化を防止することが第一であると同時に、出納や利用の利便さをも考慮したものでなければならぬ。そして装備用品も酸性紙が史料に与える影響を考えて、中性紙への切替え作業を継続している。さらに可能な限り史料のオリジナル性を重視した保存を第一義とし、最終手段として修復・補修を行うこととし、そのためには様々な装備方法の改善を行い現状に至っている。その経過と具体的改善点については紙幅の関係で詳述でき

ないが、近年整備した史料を利用した経験がある方なら一目瞭然であろう。その他に閲覧利用サービスの改善を図ったものでは、閲覧や撮影によって劣化が著しく危惧される史料についてはカラーポジフィルム（含カラーマイクロ）を作成し貸し出したり、あるいはプリントしてアルバム形式で利用に供したりしている。また大型史料の閲覧には物理的に広げるスペースや開披による劣化の問題があつて利用が非常に困難であつた。これらについてはダイレクトプリント方式で複製を作成（撮影は全て縮率五〇%なので原本より一辺が半分、面積は四分の一）し、閲覧や撮影に応じている。このように代替化によって史料の保存と利用を一段と向上させることができた。

個々の史料の検索手段としては目録があるが、多様な検索を可能にするためにはコンピュータを利用して索引を作成する等の試みも行われている。

次に図書類の閲覧利用であるが、現在蔵書総数約五八、〇〇〇冊に至っている。蔵書構成の特色をあげると、七、八九五タイトル・一八、九六九冊は地方史誌類で全体の三割強を占めていることと、目録類約三、九〇〇タイトル・九、七〇〇冊の内、近世・近代史料や行政資料、郷土資料に関する目録類が約三、五〇〇タイトル・七、〇〇〇冊（具体的な内訳は「地方史誌類と史料所在情報の収集」を参照されたい）があり、全蔵書に占める割合は四五%になる。蔵書の閲覧公開に向けて、これら特色ある構成を優先することで準備を進めてきた。先ず史（資）料目録類

については一九八二（昭和五七）年一〇月から、地方史誌類についてはその一部（県・郡史）を翌八三年四月から閲覧公開を開始した。公開にあたり補強製本やパンフレットバインダーによる製本作業等にかなりの時間を要した。利用条件は収蔵史料と同等に扱うこととし、複写サービスは現在行っていない。

今後は地方史誌類の全体と逐次刊行物の閲覧公開と同時に複写サービスの要望も強いことから、できるだけ早期に実現できるようにしたい。すでに具体的な内部体制の検討を行っている。

参考までに一九七二（昭和四七）年度以降の閲覧利用の実態について「閲覧利用統計」として表にした。表中の一般撮影とは、個人が研究の目的で筆写の代用としての撮影、特別撮影とは出版物に掲載のため、あるいは史料保存利用機関が一史料群全体を撮影することである。

閱 覧 利 用 統 計

年度	開館日数	利用者数	1日平均 利用者数	閲覧表 提出者数	出納件数	出納点数	一般撮影 件 数	特別撮影 件 数	内、 掲載件数	貸出件数	内、 貸出点数	備考
1972	291	448	1.5	367	6,943	10,467	107	32	26	5	35	
1973	288	780	2.7	525	6,702	13,109	77	37	35	13	220	
1974	290	1,007	3.5	614	12,345	22,569	133	44	40	6	228	
1975	288	878	3.0	636	8,066	16,949	118	53	48	1	1	
1976	176	711	4.0	584	5,961	14,211	129	29	29	2	13	1/19 ~ 3/31 閲覧停止
1977	222	1,156	5.2	671	7,057	14,409	110	46	43	3	15	4/1 ~ 6/26 閲覧停止
1978	286	1,258	4.4	809	6,638	17,443	158	65	56	5	35	
1979	290	1,326	4.6	860	7,789	21,832	139	75	69	4	15	
1980	283	914	3.2	631	5,756	13,112	147	59	54	0	0	
1981	285	1,117	3.9	713	6,740	16,194	131	66	57	4	35	
1982	287	1,047	3.6	696	5,709	17,046	137	65	60	4	42	
1983	287	1,413	4.9	893	11,723	25,429	153	68	53	1	5	
1984	285	1,436	5.0	892	10,043	23,031	179	91	73	8	57	
1985	283	1,613	5.7	1,009	18,231	34,638	130	63	58	2	11	
1986	286	1,500	5.2	846	27,047	39,207	145	82	65	3	29	
1987	288	1,537	5.4	889	27,507	38,991	97	100	60	4	38	
1988	285	1,226	4.3	738	20,586	29,898	116	107	82	5	281	
1989	281	1,170	4.2	743	17,491	28,762	145	97	215	6	37	
1990	281	969	3.4	661	16,632	23,620	122	96	219	5	73	
計	5,262	21,506	4.1	13,777	228,966	420,917	2,473	1,275	1,342	81	1,170	

## 五 史科学・文書館学の研究と成果刊行

史料の調査、収集、整理・保存、閲覧利用提供という史料館の業務を遂行するためには、基礎的な史科学的研究と実務面の研究が不可欠である。近世文書についての史科学的研究とその調査法、整理法についての研究は、史料館創設当初より歴史学界から期待されていた課題であった。

史料館業務の柱の一つに所蔵史料を整理し、「史料館所蔵史料目録」として刊行することがあるが、これも史科学的研究及び史料整理・目録作成法の実践的研究とその成果発表と位置づけている。史料の調査法や整理・目録作成法は、実務経験を常に学理的に省察して改善、発展させていかななくてはならない性格のものである。それゆえ、当館の行っている史料の所在調査、史料整理、目録記述と編成の方法も時とともに変わってきているし、これから改善していかなくてはならない課題も多く残している。また史科学研究的の視角や方法論も、当然のことながら、批判的検討を通じ鍛えあげていくことが求められる。

実務を通じて得た知見及び近世文書についての史科学的研究の成果は、「史料館所蔵史料目録」の記述・編成と課題に反映させるほか、研究ノートあるいは研究論文としてまとめ、「史料館研究紀要」、「史料館報」や外部の学術誌、学術書などに発表している。また、一九五二（昭和二七）年に発足した「近世史料取扱講習会」、一九八八（昭和六三）年に前者を拡充した「史料管理学研修会」での史料論や実務面の講義も、日

頃の研究及び実務経験を踏まえ、できる限り体系化して行い、受講生の意見、批判を参考にして発展させていく機会としている。

史科学的研究については、個人的研究のほか館員の共同研究として取り組んだこともある。一九五四（昭和二九）年度には「代官支配文書の研究」を、一九六四（昭和三九）年度と一九六五年度には「近世城下町史料の基礎的研究」を、一九七六（昭和五一）年度と一九七七年度には「近世史料の体系化に関する基礎的研究」を、それぞれ文部省科学研究費の交付を受けて実施している。また、一九七八（昭和五三）年度より「近世史料の古文書学的研究」のための特別研究費が経常予算化され、それを用いて各地の史料調査、マイクロ・フィルム撮影による史料収集と研究を進めている。

研究活動にとって、相互批判と討議が不可欠である。史料館ではすでに一九六三（昭和三八）年より研究会を定例化し、一九六六（昭和四一）年からは館外の研究者にも公開して、ほぼ隔月に開催していた。しかし、国文学研究資料館への改組問題が持ち上がった一九七一（昭和四六）年半ば以降、それへの対応に追われて中断を余儀なくされてしまった。館内の定例研究会を再開したのは、改組後の史料館の運営がようやく軌道に乗りはじめた一九七六（昭和五一）年五月に至ってである。この定例研究会では、史料館の業務についての研究や史科学的研究を館員が順番に報告し、討議している。また、年度ごとに一度、館外の歴史研究者や史料保存利用機関関係者を招き、史科学あるいは史料保存に関わるテーマで報告してもらっている。

ところで諸外国では、文書館運営論、文書をはじめとする種々の記録史料を対象にした整理・管理論、検索手段作成法、保存科学等々、文書館業務の遂行に要する知識・理論・技術が「文書館学 (Archival Studies)」という独自の学問分野として体系化されている。我が国では、当館の職員や各地の文書館職員によって実務経験から得られた知見なり方法論はいくつか提示されてきたものの、いまだ体系化されるまでには至っていないかった。また、図書館学的方法を文書館業務に準用してきた面も少なからずあった。我が国独自の文書館学を構築しようという機運が盛り上がってきたのは、一九八〇年代半ばになってである。それは当館の安澤秀一、安藤正人両名によって欧米の文書館学の内容が詳しく紹介されはじめたことが直接の契機となっているが、それに触発されつつも、ともかく我が国の文書館関係者が主体的に文書館学の構築に取り組みようになった背景には、内発的な契機も存在した。

一つは、我が国でもようやく文書館ないし公文書館の設置が全国的に進むようになり、それに伴い、史料の科学的な整理・保存・利用の方法についての研究が不可欠の課題として関係者に自覚されはじめたことである。戦後の史料保存運動は、ともかく文書館や史料館を建設して、散逸の危機にさらされている旧家・役場伝来の近世・近代文書、及び機械的に廃棄・消却されている現在の官庁文書の保存措置を講じることによって主眼がおかれてきた。その建設がある程度進んできた一九八〇年代半ばになって、ようやく文書館の理論付けやその業務の学問的検討にも意が払

われはじめたのである。それは、この頃から文書館論や文書史料の整理論の論文が続々と発表されるようになったこと、及び一九八四(昭和五九)年に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の関東部会が結成され、月例研究会を開いて実務に即した研究交流を進める一方、外国の文書館学文献の勉強会を行うようになったことなどに表れている。そして、一九九〇(平成二)年一〇月、我が国で初めての文書館学の専門誌「記録と史料」が全史料協より創刊されるに至っている。

いま一つは、文書館・公文書館設置の進行に伴い、その業務を専門的に担う人材(アーキビスト)の養成制度を確立する必要性が高まり、そのための学問的基盤を充実する課題に迫られるようになったことである。一九八七(昭和六二)年一二月に「公文書館法」が制定され、翌年六月一日より施行されるに至り、アーキビスト養成制度の確立と、その学問的基盤たる文書館学の構築は急務の課題となっている。

史料館内部でも、一九八五(昭和六〇)年三月、これまでの実務経験と研究蓄積を踏まえ、それを再検討して文書史料の整理・管理の理論と技法及び近世史料学の体系化を図り、一書にまとめて刊行する計画を立て、その実現に向けて研究会を積み重ねた。そして、一九八八(昭和六三)年五月、「史料の整理と管理」を岩波書店より刊行した。また個人としても、安澤秀一「史料館・文書館学への道」(吉川弘文館、一九八五年一〇月)、大藤 修・安藤正人共著「史料保存と文書館学」(同前、一九八六年九月)を刊行している。

文書館活動の発展にとっても、アーキビスト養成にとっても、文書館

学、及び史料の整理・管理学に連結しうるような史料学の構築が不可欠である。そのためには、学際的な協力体制と国際的な研究交流が求められる。今後は、各地の文書館員及び様々な分野の研究者との共同研究を組織するとともに、諸外国の文書館学・史料学文献の調査・紹介、国際的な研究交流の推進にも力を入れていきたいと考えている。

## 六 所蔵史料の翻刻・刊行

当館所蔵史料のうち、特に利用の多い重要史料を、「史料館叢書」として当館創設三十年を記念して、一九八〇（昭和五五）年以来翻刻・刊行し、頒布してきている。第一期として一〇巻、別巻一を東京大学出版会より刊行した。

刊行した第一期一〇巻は、主としてまとまった関係史料を翻刻し、その内訳は幕府関係三巻、藩政関係四巻、町方関係一巻、村方関係二巻であり、すべて近世文書である。

第一・二巻「寛文朱印留」上・下は、將軍徳川家綱が寛文四年（一六六四）に大名へ、翌五年に公家・寺社へ一斉に交付した、領地判物・朱印状と領地目録を全一七冊に整理・筆録したものを収録した。このうち、大名に対しての朱印状・目録は「寛文印知集」として、すでに「続々群書類従」（地理部）に収録され、利用されてきたが、当館所蔵本は、筆写年代が古く、写本の系統も異なり、公家門跡・寺院領・神社領の朱印

状が完備しているのが大きな特色である。

大名は二一九家、公家門跡は一二七家、神社は三六七件、寺院は宗派ごとに分かれ、浄土宗は一五四件、日蓮宗は八六件、真言宗は二二六件、天台宗は二二一件、法相宗は四七件、律宗は三三件、一向宗は一七件、禅宗は三九三件、比丘尼は二七件、院家は一二件、その他集物として七件、合計一八三六件の領地判物・朱印状と領地目録が収録されている。

解題と索引を付け、索引は大名・公家・神社・寺院・集物・国郡名に分けた。

第三巻「津軽家御定書」は、当館所蔵の弘前藩津軽家文書のうちから、寛文一延宝期の藩法を、第一部、領国内仕置関係、第二部、江戸上屋敷の留守居役の家中宛法度、第三部、在国・在府両地に関する諸法度に分けて収録した。

第一部は、津軽家四代の信政が、寛文四年（一六六四）から延宝三年（一六七五）の十二年間に出した諸法令を編年体に七冊に編纂した「御定書」を収録した。第二部は津軽藩江戸上屋敷での諸掟を記した「江戸御屋敷鋪中御定書」（寛文二年一延宝八年）、第三部は御条目・御法度之覚・諸式要集など関係諸条目を収録した。

近世の各藩の藩法集がいくつかが刊行されているが、近世初期の藩政史研究の基本史料といえる。解題及び「人名索引」「主要役職・役所索引」を付した。

第四巻「播磨屋中井家永代帳」は、江戸の両替商である播磨屋中井家の宝暦三年（一七五三）一天明八年（一七八八）の「永代帳」を収録し

た。中井家は近江水口出身で、正徳四年（一七一四）に独立して両替商を営み、大名家の掛屋御用、公儀貸付金御用、勘定所御用達などをつとめる、江戸でも指折りの金融業者であった。

「永代帳」は播磨屋が江戸の各地で購入した家作を記録した「抱家屋鋪一件」、江戸の大店の交際の実体、その範囲や規模を示す「祝儀事一件」「仏事一件」、両替商としての営業記録の「御屋鋪方一件」「通用金銀吹替一件」などで構成されており、商業史はもちろん、江戸町人の生活の実態をうかがえる社会史の史料にもなっている。

解題と「人名索引」を付し、利用の便をはかった。

第五・六巻「徳島藩職制取調書抜」上・下は、当館所蔵の阿波蜂須賀家文書から徳島藩の職制に関する史料をまとめて刊行した。

すでに、藩法研究会が『藩法集』第三巻（創文社、一九六二年）に、当館所蔵蜂須賀家文書の元和四年（一六一八）～天保五年（一八三四）の徳島藩法である「元居書抜」一六冊を刊行したので、それを補完できると宝暦～天保期の史料一九点で構成した。

第五巻には、主として軍役・普請役と番方に関する制度の沿革と勤務の慣行に関する史料を収録し、第六巻には、主として役方と地方支配に関する史料及び分限帳を収録した。近世後期の藩政史料として貴重である。解題と「地名索引」「人命索引」「役職名索引」を付した。

第七巻「依田長安一代記」は、農民の記録として甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書から、近世中期に当主であった依田長安に関する史料を収録した。

依田長安は延宝三年（一六七四）に生まれ、元禄一〇年（二六九七）に家督を相続し、長百姓として村政にも関わったが、武士の伯父があり、父は隠居後浪人跡式を相続しており、依田家はまだ兵農分離した後も武士的色彩を濃厚に残した豪農といえよう。長安自筆の依田民部源長安一代記」という表題にも、意識のうえでは武士を志向している農民の姿勢がうかがえよう。

この一代記を中心として、系譜、家訓、譲り状、伊勢参宮・西国巡礼道中記、歳暮帳、見舞帳など、享保～宝暦期の史料八一点を収録した。

近世中期の典型的な豪農の生活と文化を示す史料である。解題と「地名索引」「人名索引」を付した。

第八巻「真田家家中明細書」は、当館に膨大に所蔵する信濃国松代真田家文書から、真田家家臣団の履歴を記録した、二種類の「家中明細書」と「分限明細書」を、合成・編集して刊行した。

近世後期から明治三年までの真田家の家臣一五九七名を、五十音順に配列し、持高と松代藩の役職を中心とした履歴を記載したものであり、松代藩政だけでなく、近世後期の藩政史研究にとって基礎史料といえる。解題と「通称索引」を付した。

第九巻「大塩平八郎一件書留」は、天保八年（一八三七）に大坂で起こった著名な大塩の乱に関する、幕府評定所一座の裁判記録である。

大塩の乱に参加した七五〇余名を糺問し、判決案を評定所から老中に伺った「御吟味伺書」、判決原案である「御仕置附書付」、最終判決文・親類書・判決についての幕府内部の議論などの関係書類を綴った「大坂

一件書物」の三点の史料から構成したが、大塩の乱の裁判記録が揃っている点に特色があり、事件の全貌を知ろうとて貴重な史料といえる。

解題及び「大塩一件関係一覧」として、量刑別の人命索引を付した。

第一〇巻「近江国鏡村玉尾家永代帳」は、近江国蒲生郡鏡村の富農玉尾家当主が、寛延三年（一七五〇）から明治十二年（一八七九）まで、五代一三〇年間にわたって書き綴ってきた年代記を刊行した。四三石余の高持である玉尾家は、農業経営のかたわら大規模に米穀の相場・魚肥の商いを行い、また庄屋をつとめていたこともあり、行動範囲も情報網も広いために、年代記の内容が豊富である。天明の江戸打ちこわしや大塩の乱、天皇の即位などの全国的な情報をはじめ、村内の祭礼や世相なども記録され、近江の富農の生活の実態を明らかにするとともに、社会史の史料としても貴重である。解題と索引を付した。

第一期一〇巻の刊行が終了したので、別巻一「明治開化期の錦絵」は、グラフィカルに日本実業史博物館旧蔵史料の絵画資料七二五点のなかから、幕末から明治初年の錦絵九九点を選んで、カラー印刷にして刊行した。

殖産興業、博覧会、西洋建築、交通、世相、風刺画の六項目に編成して収録し、巻末に錦絵一点ごとの作品紹介をし、さらに収録画に関する絵師略伝一覧を付した。

所蔵史料の刊行は、当館の事業の大きな柱のひとつとして重視しており、今後も充実したものにしていきたいと、平成四年度に別巻二「藩札・

私札（案）」の刊行を予定しており、また、史料館叢書第二期計画を検討中である。

## 七 史料管理学研修会の開催

史料管理学研修会の前身は、近世史料取扱講習会である。近世史料取扱講習会のあゆみは、前後ふたつの時期に分かれている。

すでに第一章「史料館の歩みと今後の展望」のなかで、史料館の設置に先んじて作られたいくつかの活動構想案に「史料扱い者の研修」や「史料技術員養成所」の設置がうたわれていたことを記したように、全国の史料保存機関や研究機関において史料を取り扱っている人々を対象に専門的研修を実施する構想は、ずいぶん早くから存在した。

この構想にもとづき、第一回目の近世史料取扱講習会が開催されたのは、正式発足の翌一九五二（昭和二七）年であった。第一回まで続けたのち、一九六三（昭和三八）年にいったって講習会の目的や対象を再検討するため、いったん開催が中止される。ここまでは第一期である。

講習会は三年後の一九六六（昭和四一）年に再開される。ここからが第二期である。第二期は開催期間が一週間と、第一期に比べて半分になったが、史料概論講義、史料読解、史料整理管理実務の三つを柱に、とくに読解と実務に重点を置いた実践的な内容に改善された。

会場は、一九七一（昭和四六）年に山口県文書館で開催してからは、

東京と東京以外との二会場で各六日（のち五日）行うようになり、その方式が一九八七（昭和六二）年度まで継続された。

しかし近年、全国各地で地方自治体の文書館、公文書館や大学資料館などの新設があいつぎ、近世文書にとどまらず、近現代の公文書を含め、記録史料全般の保存・整理・管理に関する幅広い専門的知識と技術を求める声が、いちだんと高くなってきた。とくに、コンピュータの利用や史料保存科学など、時代に即応した新しい科目の充実が強く要請されるようになってきた。またそのような状況の中で、史料館としても機関としての研究対象を近世文書から広げ、より普遍的で科学的な史料管理学を確立する必要があると感じていた。

そこで、一九八七（昭和六二）年に各文書館の経験の長い専門的職員の方々にお集まりいただいて、実験的に文書館学研修会を実施し、そこでの討議などをふまえて翌一九八八（昭和六三）年から従来の近世史料取扱講習会を改組・拡充し、史料管理学研修会を開始したのである。

研修会の期間は一九八八（昭和六三）年は長期課程四週間、短期課程一週間としたが、翌一九八九（平成元）年からは、さらに二倍に延ばされ、現在は長期研修課程八週間（七月と九月）、短期研修課程二週間（一二月）となっている。いずれにせよ近世史料取扱講習会時代から比べると大幅な延長である。また、会場は長期課程は当館を主とするが、短期課程は東京以外の地で開催するようにしている。ちなみに、一九八九（平成元）年は福岡市、一九九〇（平成二）年は岡山市、一九九一（平成三）年は札幌市であった。

カリキュラムも大幅に変更された。一九九一（平成三）年の場合でいうと、次のように四つの柱からなっている。

#### 〔長期課程〕

##### 一、総論——6科目、約16時間

- (1) 文書館総論、(2) 史料管理学序論、(3) 地域社会と文書館、(4) 組織体と記録、(5) 情報提供サービス機関としての図書館と文書館、(6) 情報関連法制

##### 二、史料論——8科目、約30時間

- (1) 史料論総論、(2) 古代中世史料論、(3) 近世史料論総論、(4) 近世史料論Ⅰ（幕藩史料）、(5) 近世史料論Ⅱ（町方史料）、(6) 近世史料論Ⅲ（村方史料）、(7) 近現代史料論Ⅰ（行政史料）、(8) 近現代史料論Ⅱ（民間史料）
- ##### 三、記録・史料管理論——17科目、約75時間

- (1) 記録管理論、(2) 史料管理プログラムの設計、(3) 史料所在調査法、(4) 史料の収集と受入、(5) 現代行政文書の評価と移管、(6) 近世史料の整理と検索手段の作成、(7) 近現代史料の整理と検索手段の作成、(8) 史料の整備と配架、(9) 史料の利用と情報サービス、(10) 史料保存環境論、(11) 史料の保存科学、(12) 史料の修復・補修、(13) 文化財保存施設の防災対策、(14) 裁判記録の保存と利用、(15) 視聴覚記録の保存と利用、(16) コンピュータの利用、(17) マイクロ写真の利用

##### 四、史料管理の実際——5科目、約22時間

(1) 藤沢市文書館、(2) 国立国会図書館、(3) 国立公文書館、(4) 埼玉県立文書館、(5) 法政大学大原社会問題研究所

#### 〔短期研修課程〕

カリキュラムの柱は長期課程とほぼ同じだが、当然のことながら、時間数が少ないので科目は主要なものに限定されている。

近世史料取扱講習会時代はかなりの時間を近世古文書読解に費やし館員が担当していたが、右のように、これはすべて史料論に衣替えした。

また史料管理の理論と実務にかなりの時間をあて、その講師に地方公共団体などの経験豊富な文書館員を多数お願いしていることも、この研修会の特徴となっている。さらに長期課程の場合、史料整理、保存科学、修復などの科目では大幅に実習時間を増やした。

研修会のカリキュラム編成にあたっては、世界各国の史料管理学研究の成果や、アーキビスト養成課程のカリキュラムを参考にしてている。そのため、国際文書館評議会（ICCA）が一九八八年以来毎年開催しているアーキビスト養成国際シンポジウムには、欠かさず館員を派遣している。また講師の方々には研修会終了後、一堂にお集まりいただき、研修会検討会議を開催してカリキュラムその他の問題についての意見をいただいている。そして検討会議で出た意見、あるいは研修生の要望などを参考に、毎年少しずつカリキュラムの改善を行っている。

なお、研修生は研修会終了後、研修レポートの提出を義務づけられて

いる。長期研修課程は四百字詰め原稿用紙二〇枚程度、短期研修課程は一〇枚程度で、研修会の内容に関係するテーマであれば何でも良いことになっている。研修レポートの審査に合格した者には修了証書がおくられる。過去二年間の提出レポートには、たいへん興味深いものもあり、すでにいくつかは研修生所属機関の研究紀要や全国的な史料保存関係雑誌に発表されている。

研修会の対象は長期課程と短期課程とで若干異なる。長期課程は、文書館、公文書館、史料館、自治体史編纂室、大学史編纂室、企業史編纂室、官公署文書課などで史料を扱った経験の比較的長い者を考えている。また、大学卒業以上の学歴を有する者で史料管理学に強い関心をもつ者も応募できるようにしてあるが、これは将来史料保存機関で働く意志を持った大学院生が参加できるように配慮したものである。また、短期研修課程はどちらかと言えば初心者を対象として考えられており、史料保存利用機関または官公署文書課等に勤務している者ならだれでも参加できることになっている。

なお、わが国でも一九八七（昭和六二）年の公文書館法制定以後、文書館、公文書館等における専門職員（いわゆるアーキビスト）の養成が急務となってきた。

われわれとしても、大学院レベルの本格的なアーキビスト養成コースがわが国に一日も早く設置されることを望んでいるが、史料管理学研修会がそのための礎石のひとつになれば、と考えている。

近世史料取扱講習会開催一覧

=文部省史料館時代=

回数	年 度	希望者	受講者	開 催 時 期	開 催 場 所
1	昭和27年度	60名	35名	27. 9. 8 ~ 27. 9.20	文部省史料館 (内9/9-17*)
2	昭和28年度	42	42	28.11.11 ~ 28.11.21	文部省史料館 (内11/11-19*)
3	昭和29年度	35	31	29.11.10 ~ 29.11.20	文部省史料館 (内11/10-18*)
4	昭和30年度	54	51	30.11. 9 ~ 30.11.19	文部省史料館 (内11/10-19*)
5	昭和31年度	57	50	31.11.12 ~ 31.11.22	文部省史料館 (内11/13-21*)
6	昭和32年度	39	37	32.11.12 ~ 32.11.22	文部省史料館 (内11/12-21*)
7	昭和33年度	48	46	33.11.11 ~ 33.11.21	文部省史料館
8	昭和34年度	55	55	34.11.10 ~ 34.11.20	文部省史料館
9	昭和35年度	54	50	35.11. 8 ~ 35.11.18	文部省史料館
10	昭和36年度	46	45	36.11.13 ~ 36.11.22	文部省史料館
11	昭和37年度	57	51	37.11.13 ~ 37.11.22	文部省史料館
12	昭和41年度	48	46	41.11. 7 ~ 41.11.12	文部省史料館
13	昭和42年度	62	41	42.10.23 ~ 42.10.28	文部省史料館
14	昭和43年度	86	41	43.10.21 ~ 43.10.26	文部省史料館
15	昭和44年度	86	40	44. 9.29 ~ 44.10. 4	文部省史料館
16	昭和45年度	41	41	45. 9.28 ~ 45.10. 3	文部省史料館
17	昭和46年度	40 70	39 48	46. 6. 7 ~ 46. 6.12 46. 9.27 ~ 46.10. 2	山口県文書館 国立教育会館

\*は期間内一部国立自然教育園で開催

近世史料取扱講習会開催一覧

=国文学研究史料資料館に改組後=

回数	年 度	希望者	受講者	開 催 時 期	開 催 場 所
18	昭和47年度	41名 89	40名 41	47.10. 2 ~ 47.10. 7 47.10.16 ~ 47.10.21	福岡県文化会館図書館 東京都職員研修所
19	昭和48年度	60 54	40 40	48. 9.17 ~ 48. 9.22 48.10.15 ~ 48.10.20	国立教育会館 京都府立総合資料館
20	昭和49年度	90 90	37 46	49. 9. 9 ~ 49. 9.14 49. 9.30 ~ 49.10. 5	宮城県図書館 国立教育会館
21	昭和50年度	50 128	44 50	50. 9.30 ~ 50.10. 4 50.10.20 ~ 50.10.24	石川県立郷土資料館 国立教育会館
22	昭和51年度	69 76	44 45	51. 9.27 ~ 51.10. 1 50.10.25 ~ 51.10.29	岡山県総合文化センター 国立教育会館
23	昭和52年度	73 92	40 42	52. 9.26 ~ 52. 9.30 52.10.17 ~ 52.10.21	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
24	昭和53年度	97 126	38 45	53.10.23 ~ 53.10.27 53.11. 6 ~ 53.11.10	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
25	昭和54年度	53 87	40 40	54.10.15 ~ 54.10.19 54.11. 5 ~ 54.11. 9	岐阜県歴史資料館 国文学研究資料館
26	昭和55年度	70 73	37 41	55.10.13 ~ 55.10.17 55.10.27 ~ 55.10.31	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
27	昭和56年度	106	59	56.10.12 ~ 56.10.16	国文学研究資料館
28	昭和57年度	130	58	57.10.18 ~ 57.10.22	国文学研究資料館
29	昭和58年度	68 73	42 38	58.10. 3 ~ 58.10. 7 58.10.17 ~ 58.10.21	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
30	昭和59年度	55 69	40 42	59.10. 1 ~ 59.10. 5 59.10.15 ~ 59.10.19	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
31	昭和60年度	47 69	36 39	60.10.14 ~ 60.10.18 60.10.28 ~ 60.11. 1	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
32	昭和61年度	50 66	41 42	61. 9.29 ~ 61.10. 3 61.10.13 ~ 61.10.17	京都府立総合資料館 国文学研究資料館
33	昭和62年度	50 80	34 46	62.10. 5 ~ 62.10. 9 62.10.19 ~ 62.10.23	大阪府公文書館 国文学研究資料館

## 文 書 館 学 研 修 会

＝文書館学研修会は昭和62年度に試行的に実施＝

回数	年 度	希望者	受講者	開 催 時 期	開 催 場 所
1	昭和62年度	37名	26名	62.11.30 ~ 62.12.4	国文学研究資料館

\*受講決定者は28名

## 史 料 管 理 学 研 修 会 開 催 一 覧

〔近世史料取扱講習会を改称し、研修内容を拡充〕

回数	年 度	希望者	受講者	開 催 時 期	開 催 場 所
34	昭和63年度 (長期)	31名	31名 (28)	63.9.5 ~ 63.9.16 (前期)	国文学研究資料館
	昭和63年度 (短期)	45	30	63.10.17 ~ 63.10.28 (後期)	国文学研究資料館
35	平成元年度 (長期)	25	25 (12)	63.11.7 ~ 63.11.11	大阪府公文書館
	平成元年度 (短期)	28	22	1.7.10 ~ 1.8.4 (前期)	国文学研究資料館
36	平成2年度 (長期)	24	24 (15)	1.9.4 ~ 1.9.29 (後期)	国文学研究資料館
	平成2年度 (短期)	27	24	1.11.6 ~ 1.11.17	福岡ガーデンパレス
37	平成3年度 (長期)	23	23	2.7.9 ~ 2.8.3 (前期)	国文学研究資料館
	平成3年度 (短期)	29	未定	2.9.3 ~ 2.9.28 (後期)	国文学研究資料館
				3.11.11 ~ 3.11.22	KKR札幌

\*受講者の( )内の数は、前・後期を二年度にわたって受講するため、その年度のための終了者を示す。